

盛土規制法 許可要件・規模チェックリスト（県北広域振興局版）
(分かれる範囲で御記入のうえ相談窓口へお持ちください)

所属名・担当者名			
電話番号		メールアドレス	
土地の所在地	地番まで御記入ください		
盛土・切土の高さ	最大値で御記入ください	盛土・切土の面積	
盛土・切土の目的			
作成済の資料等	平面図、断面図、写真、構造物の詳細図等の資料が作成済であれば御記入ください		
補足説明事項			

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にを行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 3,000m超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m超 1,500m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 3,000m超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

許可事務公所判定チェックリスト

※本書に記載している窓口は盛土規制法の事務手続きの窓口です。他の土地利用に係る事務手続きの窓口は、盛土規制法の窓口担当に御確認ください。

- 都市計画法第29条（開発許可）の許可を要する
⇒都市計画区域内等での開発行為（窓口：土木部）
- 自然環境保全法第25条第4項の許可又は第28条第1項の届出を要する
⇒自然環境保全地域内での作業行為等（窓口：保健福祉環境部、二戸保健福祉環境センター）
- 岩手県自然環境保全条例第15条第4項の許可又は第17条第1項、第23条第1項若しくは第25条第1項の届出を要する
⇒自然環境保全地域内及び環境緑地保全地域での作業行為及び大規模開発行為等（窓口：保健福祉環境部、二戸保健福祉環境センター）
- 自然公園法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可又は第33条第1項の届出を要する
⇒国立公園、国定公園内の作業行為等（窓口：保健福祉環境部）
- 県立自然公園条例第10条第4項の許可又は第12条第1項の届出を要する
⇒県立自然公園内の作業行為等（窓口：保健福祉環境部、二戸保健福祉環境センター）
- 森林法第10条の2の許可若しくは協議又は第10条の8の届出を要する
⇒地域森林計画対象森林（5条森林）の伐採、林地開発許可（窓口：林務部、二戸農林振興センター林務室）
- 森林法第26条又は第26条の2の保安林解除申請を要する
⇒保安林解除、保安林内の作業行為等（窓口：林務部、二戸農林振興センター林務室）
- 森林法第34条の許可又は届出を要する
⇒保安林の伐採及び作業許可（窓口：林務部、二戸農林振興センター林務室）
- 国有林野管理経営法第7条の貸付手続を要する
⇒国有林野の貸付（窓口：林務部、二戸農林振興センター林務室）
- 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の許可を要する
⇒農用地区域内の開発行為（窓口：農政部）
- 農地法第4条又は第5条の許可を要する
⇒農地転用（窓口：農政部）

いわて盛土情報システムの担当課区分図の判定結果 →
